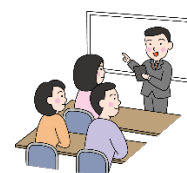


## 労務管理セミナー開催のご案内

- ◆ 今年は、大きく分けて3つのテーマを取り上げます。1つ目は、働き方改革関連法の中で、来年4月からスタートする年5日の有給休暇取得の企業への義務付けと有給休暇の管理の仕方について。2つ目は、労災（ケガ、死亡、セクハラ・パワハラにもとづく精神疾患等）と損害賠償について。3つ目は、監督署の是正勧告・指導事例。労働トラブル事例について。11月7日（水）13時30分から、盛岡商工会議所で開催します。

出席ご希望の事業所様は別紙申込書にてお申込みをお願いいたします。



## 標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。

ただし、厚生年金保険料率の段階的引き上げが昨年で終了したため今年は厚生年金保険料率、健康保険料率ともに変更がありませんので、算定基礎届によって標準報酬月額に変更があった方、9月月変の方、介護保険該当・非該当の方等以外は従前どおりの保険料となります（保険料通知は、保険料に変更のない方も含めた全員分をお届けいたします）。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封していません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

## 職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。

厚生年金に加入している方の住所は、年金事務所に届出しています。住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡下さい。

## 最低賃金の改定について

- ◆ 平成30年度岩手県の地域別最低賃金が24円引き上げられ762円となります。平成30年10月1日発効です。昨年度の22円に続き今年度も大幅な引き上げとなりました。なお、最低賃金との比較の際、精皆勤手当、通勤手当および家族手当は算入されませんのでご注意ください。（単位：円）

年 度	29 年度	30 年度	30 年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	738	762	874
引 上 げ 額	22	24	26

## 健康保険被扶養者認定の際の添付書類変更について

- ◆ 別添チラシのとおり、平成30年10月1日から日本年金機構に提出する「健康保険被扶養者届」に添付する書類が変更になります。扶養の認定を受けようとする場合は、続柄確認のため原則として戸籍謄本または戸籍抄本の添付が必要です。別居の場合は仕送りの事実が確認できる書類等の添付も必要になりますのでご注意ください。